

発議第27号

村越祐民市長に「越川雅史議員からパワハラを受けたという職員
に対し、第三者機関へ申し出ることを進言することを求める決
議について

上記議案を別紙のとおり市川市議会会議規則第14条第1項の規定により
提出いたします。

令和3年9月13日

提 出 者

市議会議員	国 松 ひろき
〃	石 原 たかゆき
〃	大久保 たかし
〃	小 泉 文 人
〃	稲 葉 健 二
〃	加 藤 武 央
〃	松 永 修 巳
〃	岩 井 清 郎

村越祐民市長に「越川雅史議員からパワハラを受けたという職員に対し、第三者機関へ申し出ることを進言することを求める決議

令和3年8月30日、村越祐民市長より金子正議長に「越川市川市議会議員によるパワーハラスメントについて（申入れ）」が提出された。

9月8日、各派代表者会議において、議長より「越川議員より陳謝の申し出があり、議長より厳しく注意した」との報告があったが、これで、パワハラ問題が決着したとは考えていない。

議会は選挙で選ばれた議員で構成され、市の組織とは異なる。パワハラ問題は、議員が議員を調査するのではなく、パワハラ問題に関する然るべき第三者機関に、パワハラを受けたという職員がそのことを申し出て調査を求めることと考える。

よって、村越祐民市長に「越川雅史議員からパワハラを受けたという職員に対し、第三者機関へ申し出ることを進言することを求める。

以上決議する。

提案理由

村越祐民市長に「越川雅史議員からパワハラを受けたという職員に対し、第三者機関へ申し出ること」を進言することを求めるため本決議を提案するものである。

発議第 28 号

越川雅史議員による職員に対するパワーハラスメントに関する
特別委員会の設置に係る決議について

上記議案を別紙のとおり市川市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により
提出いたします。

令和 3 年 9 月 13 日

提 出 者

市議会議員	西 村 敦
〃	松 井 努
〃	竹 内 清 海

賛 成 者

市議会議員	小山田 直 人
〃	鈴 木 雅 斗
〃	久保川 隆 志
〃	浅 野 さ ち
〃	中 村 よしお
〃	石 原 みさ子
〃	青 山 ひろかず
〃	宮 本 均
〃	松 永 鉄 兵
〃	荒 木 詩 郎
〃	堀 越 優

越川雅史議員による職員に対するパワーハラスメントに関する特別委員会
の設置に係る決議

市議会に、次のとおり、越川雅史議員による職員に対するパワーハラスメントに関する特別委員会を設置するものとする。

- 1 名 称 越川雅史議員による職員に対するパワーハラスメントに関する特別委員会
- 2 設置の根拠 地方自治法第109条第1項及び市川市議会委員会条例第6条第1項
- 3 目 的 令和3年8月30日付けで市長より申入れのあった越川雅史議員による職員に対するパワーハラスメントに関する調査
- 4 調査の方法 委員による調査を行うほか、必要に応じ外部の専門的知見を活用して行うものとする。
- 5 委員の定数 会派への案分による11人。ただし、会派所属議員が2人以下の会派は除く。
- 6 委員会の継続期間等
委員会は、閉会中も調査を行うことができることとし、議会において調査終了を議決するまで存続する。

提案理由

令和3年8月30日、村越祐民市川市長から金子正市川市議会議長あてに、「越川市川市議会議員によるパワーハラスメントについて（申入れ）」が提出されました。

当該申し入れの主旨は、市川市におけるハラスメント発生防止のための施策の一環として令和3年3月に全職員対象のアンケート調査を実施した結果、「パワハラがある」との回答割合が増加していたことから、より詳細な実態把握を目的として同年4月にパワハラに関するアンケート調査を実施した結果、多数の職員から、越川議員から市川市職員に対して明らかにパワハラと認められる回答が複数あった。これらのパワハラにより、職員の業務遂行に支障をきたす度が過ぎた議員の対応があると認められることから、厳格に調査の上、今後このようなことが発生しないように厳正な対処をお願いするというものであります。

パワハラは、職場での個人の尊厳と人格を侵害する人権侵害であり、職員が精神疾患を患う程の事態となり、更に働けなくなり退職に追い込まれる。最悪の場合は自死に至るなど、被害者の心に対する致命的な損傷を与える重大な問題であり、断固、許されない行為です。

令和元年の労働施策総合推進法が改正され、パワハラの実態の法令上明確化、パワハラ防止に関して雇用管理上講ずべき措置義務が新設されました。弁護士の大田雅幸氏によれば、雇用管理上の措置義務を定める改正部分を地方議員についてどのように適用すべきかについて、二元代表制の趣旨に鑑み、議会としてパワハラ防止のための自律的な取組みが求められていると解釈すべきであるとしています。

私たち市川市議会のパートナーである職員が、同僚議員から、答弁や資料の強要、大声での怒なりつけ、悪口、睨みつけ、無視によるパワハラを受けて苦しみ、議会に厳格な調査の上、再発防止への厳正な対処をお願いしたいと懇願しているにもかかわらず、調査をせずに、加害者から被害者への謝罪がないなかで、議長から加害議員に対し厳重注意で済ませてしまうようなことがあれ

ば、私たち市議会への職員の信頼、ひいては有権者への信頼は失墜することは論を待たない。

さらに、去る9月7日の越川議員の代表質問で、越川議員は、「最後に、私はですね、まだ任期があと1年以上残っています。議員辞職勧告を受けても頑として応じない可能性だって否定できません。あなたが次の選挙に立候補しなければ、私だけここに残ることになるかもしれません。それで職員が安心できるのでしょうか。」といった発言をしています。

この発言は、職員に恐怖を与える脅迫発言ととられてもおかしくないのではないのでしょうか。これでは、意を決してパワハラ被害を訴えた職員、本人が特定されてしまうことを厭わず実名で被害を訴えた大津副市長においては、いわば2次被害に遭っているといっても過言ではないと考えます。

また、この事例から、パワハラ被害を訴えた職員が保護される調査の仕組みをつくった上でないと、資料の提出は困難であると思われれます。

さて、世田谷区議会議員による職員に対するハラスメントに関する条例の前文で、「議員と職員という特殊な人間関係を背景としたハラスメントは顕在化しにくい上に、不当に職員の尊厳を傷つけ、最悪の場合、回復不能な肉体的・精神的な被害をもたらし、ひいては人材の喪失、行政の停滞を招くことになり、さらには議員への区民の信頼を裏切ることにもなりかねない」とあります。これ以上、被害を受けた職員の心の傷を広げないためにも、また、議員への市民の信頼を裏切らないためにも、私たち市議会は、当該申入れに対し、適正且つ早急に対応しなければなりません。

このため、被害者のプライバシーに留意し、加害者と被害者双方から公平に事情聴取ができ、そして、委員による調査を行うほか、必要に応じ外部の専門的知見を活用することができる、特別委員会を設置する必要があります。これが本決議案の提案理由です。